

宮崎県公報

平成28年10月31日 (月曜日) 第 2842 号

発 崎 行

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

次 目

○登録特定行為事業者の登録……………(長寿介護課)1

公

○宮崎県伝統的工芸品の指定	(1-N	みやざき営	業課)	1
○宮崎県伝統工芸士の認定	(//)	1

頁 ○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……(管理課) 2

海区漁業調整委員会指示

○漁業法に基づく指示…………………………3

宮崎県告示第 701号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条 第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の 登録をした。

平成28年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録	事	業 所	登録特定行	方為事業者	登録
番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務所 の 所 在 地	年月日
451000179	集団生活憩いの場「春」	都城市高崎町大牟田 9 03番地 9	企業組合居宅サービス 大地	都城市高崎町大牟田 9 03番地 9	平成28年8月4日
451300009	企業組合居宅サービス 大地	都城市高崎町大牟田 9 03番地 9	企業組合居宅サービス 大地	都城市高崎町大牟田 9 03番地 9	平成28年8月4日
451000180	住宅型有料老人ホーム ルミナス江田原	宮崎市吉村町江田原甲 177番地1	医療法人すずき内科ク リニック	宮崎市柳丸町32番地	平成28年8月22日
451000181	住宅型有料老人ホーム ハートハンズ	都城市平塚町3172番地 1	株式会社ハートハンズ	都城市久保原町13街区 3の2号	平成28年10月1日
451300010	デイサービスセンター ハートハンズ	都城市平塚町3172番地 1	株式会社ハートハンズ	都城市久保原町13街区 3の2号	平成28年10月1日

公

宮崎県伝統的工芸品の認定に関する要綱(昭和58年2月10日定め)の規定に基づき、宮崎県伝統的工芸品を次のとおり指定した。 平成28年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県 伝統的 工芸品	製作者を構成員 とする組合等の 名称(個人にあっては製造所の 名称・屋号・商 号)	組合等の所在 地(個人にあっては事業所 の所在地又は 住所)	組合等の代 表者の氏名 (個人にあっては、氏 名)	指 定年月日
椎葉 神楽面	面工房古川	椎葉村大字下 福良 282番地 34	古川 三鶴	平成28 年 9 月 6 日

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱(昭和58年2月10日定め) の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

平成 28 年 10 月 31 日 (月曜日) 第 2842 号

宮崎県公報

平成28年10月31日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

 宮崎県伝統工芸士
 住所
 宮崎県 認定伝統的工芸品名
 年月日

 南崎裕一 6サーパス妻ヶ丘705
 都城弓 平成28年9月6日

古川	三鶴	椎葉村大字下福良 2	椎葉神楽面	平成28年	
亀		82番地34		9月6日	

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成28年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

[[00				<u>'</u>		白峒宋和司	中 円 均 仮 刪	
	処分を受けた建	設業者			処分の内容	処分の原因と 処分をした		
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種	なった事実	処分をした平月日	
宮崎県知事許可(般-23)第6139号	(有)大信防災電 設	横山 力	宮崎県宮崎市大島町平原 921-3	一般	電気工事業、消防施設工事業	平成28年9月 30日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年9月30日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第7446号	本間防水工業	本間 達郎	宮崎県日南市今町2-8-29	一般	防水工事業	平成28年9月 13日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年 9 月13日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-28)第 10382号	工建設	多田 禎孝	宮崎県児湯 郡高鍋町大 字南高鍋 1 0011-1	一般	建築工事業、大工工事業	平成28年9月 13日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年 9 月13日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第 11733号	예藤田資材	藤田 善数	宮崎県延岡 市粟野名町 1768	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業 、ほ装工事業	平成28年9月 15日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年 9 月15日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-28)第 12160号	(有)一宮興業	一宮 繭美	宮崎県延岡 市北川町川 内名6481- 1	一般	とび・土工工事業	平成28年9月 13日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年9月13日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-26)第 12725号	㈱高千穂生コン	矢野 富士子	宮崎県宮崎 市橘通西 5 - 1 - 23	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、し ゅんせつ工事業、水道 施設工事業	平成28年9月 15日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年9月15日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第 12989号	栄新設備	野﨑 祐一	宮崎県宮崎 市清武町今 泉甲3632 - 38	一般	管工事業	平成28年9月 1日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年9月1日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第 13060号	田之上電設	田之上 浩昭	宮崎県都城 市高崎町大 牟田 733- 1	一般	電気工事業	平成28年9月 23日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年 9 月23日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-25)第 13198号	吉川電設	吉川 雄一朗	宮崎県都城 市 蓑 原 町 3246-21	一般	電気工事業	平成28年9月 30日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年 9 月30日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-23)第 213号	(株)アメックス	上山 泰寛	宮崎県宮崎 市江平東町 10-6	一般	清掃施設工事業	平成28年9月 21日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年 9 月21日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-26)第1681号	㈱内田工業	小田 賢一	宮崎県宮崎 市大工3- 278-1	一般	清掃施設工事業	平成28年9月 2日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年9月2日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-23)第4608号	杉村物産㈱	外山 誠司	宮崎県日南 市上平野町 1 - 2 - 11	一般	屋根工事業、建具工事業	平成28年9月 16日付けで廃 業した旨の届	平成28年9月16日 (一部廃業)	

							け	
宮崎県知事許可(般-26)第 11932号	(有)コウノ・エ ンジニアズ	河野	平	宮崎県日向 市大字日知 屋字玉田 1 6548	一般	管工事業	平成28年9月 6日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年 9 月 6 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第 12598号	(株)宮崎プロマリン	池田	浩二	宮崎県都城 市松元町15 - 1 - 1	一般	塗装工事業	平成28年9月 2日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年9月2日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-25)第 13108号	㈱三興運輸	矢野	智久	宮崎県宮崎 市橘通西 5 - 1 - 23	特定	塗装工事業	平成28年9月 15日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年 9 月15日 (一部廃業)

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成28年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮崎港曳船作業業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎市港 1 丁目18番地
- 3 落札者を決定した日平成28年9月26日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社ベイフロントハッコー 宮崎市港1丁目16番地
- 5 落札金額

247, 665, 600円

6 一般競争入札の公告を行った日 平成28年8月4日

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 114号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第1項の規定により、延 縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。

平成28年10月31日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

1 宮崎県沖合水深 100~ 200mでアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業(以下「あまだい延縄漁業」という。)を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。

(遵守事項)

(届出)

2 あまだい延縄漁業の届出を行う者は、下表のとおり、操業を行おうとする海域ごとに策定される、あまだい延縄漁業の地区資源管理計画に参加しなければならない。

操業海域	地区資源管理計画
延岡市~日向市の沖	宮崎北部地区におけるあまだい延縄漁業
合	の資源管理計画

都農町~宮崎市の沖	宮崎中部地区におけるあまだい延縄漁業
合	の資源管理計画
日南市~串間市の沖	宮崎南部地区におけるあまだい延縄漁業
合	の資源管理計画

(漁獲量の上限)

3 1 に規定する延縄漁業が平成28年漁期(平成28年10月から平成 29年9月まで)に採捕できるアマダイ類の漁獲量及び地区毎の上 限目標は、以下のとおりとする。

漁期	漁獲量の 上限(属	地区毎の	上限目標(属人	、漁獲量)
	人漁獲量	県北部 (延岡市〜日 向市管内の漁 業協同組合)	県中部 (都農町〜宮 崎市管内の漁 業協同組合)	県南部 (日南市〜串 間市管内の漁 業協同組合)
平成 28年	8.9トン	(1.6トン)	(2.7トン)	(4.6トン)

(漁獲成績報告書)

4 届出を行った者は、委員会が別に定める方法により、漁獲成績報告書を、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。

(採捕制限の要請)

5 3に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、委員会が別に定める方法により、アマダイ類の採捕抑制を求めることができるものとする。

(指示の有効期間)

6 この指示の有効期間は、平成28年10月31日~平成29年9月30日 までとする。

平成 28 年 10 月 31 日(月曜日) 第 2842 号	宮崎県	県 公	報